

平成 17 年 8 月 24 日

各位

不動産投信発行者名

東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号

オリックス不動産投資法人

代表者名 執行役員 市川 洋

(コード番号 8954)

問合せ先

オリックス・アセットマネジメント株式会社

執行役員 齊藤 裕久

TEL. 03-3435-3443

(訂正)平成 17 年 2 月期(平成 16 年 9 月 1 日~平成 17 年 2 月 28 日)決算短信  
一部訂正のお知らせ

平成 17 年 4 月 18 日付けにて発表いたしました決算短信につき下記の通り記載の一部を訂正いたします。なお、「有価証券報告書の訂正報告書」を本日付で関東財務局へ提出いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. P.8 2. 運用方針および運用状況(2)運用状況(口)次期の見通し (b)運用状況の見通し  
第三松豊ビル【取得資産の概要】 総賃貸面積 総賃貸可能面積

	訂正前	訂正後
総賃貸面積	13,949.14 m <sup>2</sup>	13,915.22 m <sup>2</sup>
総賃貸可能面積	16,407.42 m <sup>2</sup>	16,785.56 m <sup>2</sup>

- P.9 2. 運用方針および運用状況(2)運用状況(口)次期の見通し (b)運用状況の見通し  
ORE 名古屋伏見ビル【取得の概要】 取得予定資産

	訂正前	訂正後
取得予定資産	不動産	不動産信託受益権

2. P.49 5. 参考情報(2)投資不動産の内容(ト)不動産の概要 V X 茅場町ビル

	訂正前	訂正後
所在地	東京都中央区日本橋茅場町二丁目 16 番 3 号	東京都中央区日本橋茅場町二丁目 16 番 1 号

- P.50 5. 参考情報(2)投資不動産の内容(ト)不動産の概要 ビサイド白金

		訂正前	訂正後
土地	地積	826.79 m <sup>2</sup> (注)	826.79 m <sup>2</sup>

P. 73 5. 参考情報(2) 投資不動産の内容(ト) 不動産の概要 代々木フォレストビル

特記事項 <行政法規関係>	訂正前
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本物件の前面街路である「明治通り」(幹線街路環状第5号の1)の拡幅が、平成15年3月5日付で都市計画の事業決定がなされ、前面計画道路部分の売却が予定されております。また、建築基準法第52条7項に基づき容積率の計算上、計画道路部分が敷地面積に算入されない結果、再建築時等一定の条件において、容積率超過となることによって現在の建物と同一規模の建物を建築できない可能性があります。</li> </ul> <p>&lt;後略&gt;</p>
特記事項 <行政法規関係>	訂正後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本建物の地下1階は、<u>建築確認申請に記載された面積と現況の面積が相違しており、その結果、本建物全体で約2.4%程度、容積率を超過しております。</u></li> <li>・本物件の前面街路である「明治通り」(幹線街路環状第5号の1)の拡幅が、平成15年3月5日付で都市計画の事業決定がなされ、前面計画道路部分の売却が予定されております。また、建築基準法第52条第7項に基づく容積率の計算上、計画道路部分が敷地面積に算入されない結果、再建築時等一定の条件において、容積率超過となることによって<u>現行法上の容積率に従った建物と同一規模の建物を建築できない可能性があります。</u></li> </ul> <p>&lt;後略&gt;</p>

P. 90 5. 参考情報(2) 投資不動産の内容(ト) 不動産の概要 クロスゲート

特記事項 <行政法規関係>	訂正前
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本物件の敷地は、横浜国際港都建設事業みなとみらい21中央地区土地区画整理事業(施行者:独立行政法人都市再生機構、事業期間:昭和58年から平成22年度、換地処分の予定:平成17年度予定(事業期間及び換地処分の予定は、平成15年9月同事業事業計画変更によります。))の施行地区内にあり仮換地指定されており、前所有者であるオリックス株式会社及びオリックス生命保険株式会社によりその使用収益が開始されております。その使用収益にかかる権利義務の内容は、本投資法人に承継されておりますが、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。その後の改正を含みます。以下「土地区画整理法」といいます。)第76条によってその敷地内の建築につき制限がなされております。</li> </ul> <p>&lt;後略&gt;</p>
特記事項 <行政法規関係>	訂正後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本物件の敷地は、横浜国際港都建設事業みなとみらい21中央地区土地区画整理事業(施行者:独立行政法人都市再生機構、事業期間:昭和58年から平成23年度、換地処分の予定:平成17年度予定(事業期間及び換地処分の予定は、平成15年9月同事業事業計画変更によります。))の施行地区内にあり仮換地指定されており、前所有者であるオリックス株式会社及びオリックス生命保険株式会社によりその使用収益が開始されております。その使用収益にかかる権利義務の内容は、本投資法人に承継されておりますが、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。その後の改正を含みます。以下「土</li> </ul>

	地区画整理法」といいます。)第76条によってその敷地内の建築につき制限がなされております。 <後略>
--	---

3. P.91 5. 参考情報(3)テナントの概要(イ)賃貸状況の概要

「総賃貸可能面積」	訂正前
	個々の運用不動産の本投資法人の所有部分における貸付が可能な事務所、店舗、倉庫及び住宅の合計面積(共用部分等を貸し付けている場合には当該面積を含めず。)を指します。 <後略>
「総賃貸可能面積」	訂正後
	個々の運用不動産の本投資法人の所有部分における貸付が実務的に可能な事務所、店舗、倉庫及び住宅の合計面積(共用部分等を貸し付けている場合には当該面積を含めず。)を指します。 <後略>

4. P.103 参考資料 【ファンドの運用ならびに分配に関する基本方針】(1)投資方針 基本方針に基づく運用方針の細目(イ)ポートフォリオの構築方針 (地域分散(注)の表

首都圏の一定の都市 東京周辺都市部の定義	訂正前
	横浜、川崎、千葉、柏、松戸、さいたま、立川、八王子、三鷹等東京23区を除いた1都3県(東京、神奈川、千葉、埼玉)に所在する <u>主要都市部</u>
首都圏の一定の都市 東京周辺都市部の定義	訂正後
	横浜、川崎、千葉、柏、松戸、さいたま、立川、八王子、三鷹等東京23区を除いた1都3県(東京、神奈川、千葉、埼玉)に所在する都市

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会